

総行地第117号
平成14年8月28日

各都道府県知事・指定都市市長 殿
(PFI担当課・市町村担当課扱い)

総務省大臣官房総括審議官

地方公共団体におけるPFI事業に関する透明性の確保及び
情報提供について(依頼)

貴団体におかれましては、日頃よりPFI事業の推進に御尽力いただき、ありがとうございます。

地方公共団体におけるPFI事業については、実施方針の策定・公表済みの事業が60近くを数え、積極的に推進されております。

PFI事業の実施にあたっては「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保し、実施方針、選定結果及び協定等の公開はもちろんのこと、金融機関との直接の取決め(いわゆるダイレクト・アグリーメント)や監視等の結果についても公開することが望ましいとされているところです。各地方公共団体におかれましては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年7月30日法第117号)等の規定、趣旨を踏まえ、PFI事業選定の手続の透明性を確保するよう御配慮をお願いいたします。

なお、地方公共団体におけるPFI事業については、「地方公共団体におけるPFI事業について」(平成12年3月29日付け、平成14年4月1日改正自治画第67号自治事務次官通知)において、「総務省は自治行政局地域振興課を窓口として相談に応じることとしているので、PFI事業の実施を検討している地方公共団体は積極的に相談すること。」としているところですが、本通知の趣旨に従い、貴団体において検討されているPFI事業について7地域振興課に実施方針の策定・公表前に時間的余裕をもって相談し、また実施方針策定後にも随時の情報提供をされますようお願いいたします。また、各都道府県の市区町村PFI担当課におかれては、貴都道府県内の市区町村で実施を検討されているPFI事業の情報収集に努められ、市区町村のPFI事業についても同様に時間的余裕をもって相談及び随時の情報提供をされますようお願いいたします。